審決実行遅延レターテンプレート

[Insert regional center logo, letterhead, etc.]

[Insert date]

件名：最終審決 - [Insert case number, consumer name]

[Insert consumer or authorized representative’s name]様

地域センターは、最終審決による要求事項をできるだけ早く、福祉・施設法第4713.5条（Welfare & Institutions Code Section 4713.5）に基づいて30日以内に実行する必要があります。例外的な状況により、地域センターが30日以内にそれを実行することができない場合、地域センターはあなたと発達障害サービス局（DDS）に通知する必要があります。このレターでは、最終審決によるすべての要求事項を30日以内に実行することができない旨をお知らせします。

審決による要求事項は以下のとおりです。

1. [Insert requirement of final hearing decision using numbered bullets for each requirement. Add more numbers if needed].

当センターは、最終審決によるすべての要求事項を30日以内に実行することができません。具体的には、[Insert date]の最終審決における[Insert #s associated only with requirements in the final hearing decision that cannot be done within 30 days]に関しては、30日以内に実施することができません。

30日以内に実行できない理由は以下の情報をご覧ください。

以下の例外的な状況により、[Insert #]に記載されている要求事項を実行することができません。Click or tap here to enter text

当センターはすでに、[Insert #]による要求事項を実行しようと、以下のような手順を踏んでいます。Click or tap here to enter text.

当センターは、[Insert #]を実行するために、以下のことを行っています。Click or tap here to enter text.

最終審決で要求される変更は以下の日程で実行される予定です。

* Click or tap to enter a date.までに[Insert # of item on page 1 that cannot be implemented]を実行する
* [Replicate the row above for any additional items.]

このレターについてご質問がある場合、理解するために支援が必要な場合は、[Name]の[Phone number]または[Email address]までご連絡ください。

追加の支援が必要な場合は、コミュニティ異議申し立て・解決局（Office of Community Appeals and Resolutions）（916-245-8220）、メール（[HearingImplementation@dds.ca.gov](mailto:HearingImplementation@dds.ca.gov)）、またはオンラインの審決ヘルプフォーム（<https://www.surveymonkey.com/r/HearingImpDelay-Consumers>）までご連絡ください。

敬具

[Name of Sender]

[Title]

[Email Address]

[Phone Number]